

# 環境社会配慮助言委員会

## 第111回 全体会合

日時 2020年3月2日（月）14:00～16:11

場所 JICA本部 111・112連結会議室

（独）国際協力機構

## 助言委員（敬称略）

|       |                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------|
| 石田 健一 | 元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教                                        |
| 小椋 健司 | 阪神高速道路株式会社 技術部国際室<br>国際プロジェクト担当部長                                |
| 木口 由香 | 特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長                                          |
| 作本 直行 | 独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）環境社会配慮専門家                                  |
| 重田 康博 | 宇都宮大学 国際学部 教授<br>特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター（JANIC）政策アドバイザー          |
| 柴田 裕希 | 東邦大学 理学部 准教授                                                     |
| 島 健治  | 株式会社三井住友銀行 国際審査部 国際環境室 室長                                        |
| 田辺 有輝 | 特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES）<br>持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター |
| 谷本 寿男 | 元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授                                               |
| 寺原 譲治 | 城西国際大学 環境社会学部 教授                                                 |
| 原嶋 洋平 | 拓殖大学 国際学部 教授                                                     |
| 日比 保史 | 一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン<br>（CI ジャパン） 代表理事                 |
| 村山 武彦 | 東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授                                       |
| 山岡 暁  | 宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授                                               |
| 山崎 周  | 株式会社三菱 UFJ 銀行 ソリューションプロダクツ部<br>サステナブルビジネス室 室長                    |

## 《Skype にて参加》

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 織田 由紀子 | JAWWW（日本女性監視機構） 副代表   |
| 林 希一郎  | 名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授 |

## JICA

|        |                  |
|--------|------------------|
| 大竹 智治  | 審査部 部長           |
| 中曽根 愼良 | 審査部 次長           |
| 加藤 健   | 審査部 環境社会配慮審査課 課長 |
| 小島 岳晴  | 審査部 環境社会配慮監理課 課長 |
| 高橋 暁人  | 南アジア部 南アジア第四課 課長 |
| 内田 久美子 | アフリカ部 アフリカ第一課 課長 |

午後2時00分開会

○加藤 それでは、2時になりましたので、始めさせていただきたいと思います。ただいまよりJICA環境社会配慮助言委員会第111回全体会合を始めます。

毎回のご案内で恐縮ですが、マイクの使用時の注意点についてご説明をさせていただきます。逐語録を作成しております関係で、ご発言される際には必ずマイクを使用してご発言いただきますようお願いいたします。ご発言の際にはマイクをオンにし、発言が終わりましたらオフにいただければと思います。マイクは三、四名の方に1本程度ご用意しておりますので、恐れ入りますが、適宜マイクを回して、ご協力いただければと思います。

本日は、オブザーバーの参加の方はいらっしゃいません。

JICA側の説明者は、議題に応じまして逐次入れ替わりますので、よろしくお願いいたします。

また、2月24日付で審査部長として大竹智治が着任をしておりますので、冒頭、一言ご挨拶をさせていただきます。

○大竹 2月の25日付で審査部長を拝命いたしました大竹智治と申します。

直近はフランス事務所の事務所長をしております、OECDのDAC関係、パリクラブ関係、また、ヨーロッパ全体、フランスの援助機関であったり、ドイツであったり、あとはEUも含めてですが、そういったところのフォローをしていたということで、約2年間、所長をしております。

その前は金融リスク管理担当特命審議役というポストに2年弱おりまして、そのときには、その期間の一部を異議申立事務局でも兼務しておりました。

また、ずっと以前になります2005年から2007年、2年間、JBICの当時の環境審査室の審査二課長をしております、ODA関係中心というか、セクター的には円借款のほとんどのものを担当していたところの課長をしております。久しぶりの環境社会配慮の担当ということになります。

皆様、助言委員の方々には、日々の個別案件の助言、また、今回のガイドラインの改定作業をつきましても、様々な包括的な検討もお願いさせていただいていると聞いております。常日頃からいろんなご助言頂きまして、誠にありがとうございます。

昨年12月のマドリードでのCOP25もありましたし、また、ヨーロッパもESG投資、非常に盛んでして、私もパリに駐在しているときにはヨーロッパのそういった動きをずっと追っております。その関係で、非常に国際的に環境社会配慮について関心が高いと感じています。

また、今年は生物多様性に関するCOP15も開かれるということもありまして、国際的な関心が非常に高い年になるのではないかと見ております。

我々としても、もちろん日本政府の方針に沿って業務を行うということではありますけれども、委員の皆様と一緒にガイドラインの適正な運営に当たりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

また、今後、助言委員の改選、また、環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会の設置と、それに基づく議論が予定されておりますので、引き続き委員の皆様方にはご協力をお願いすることになると思いますけれども、何卒よろしくお願い申し上げたいと思います。

短いですが、私のほうからのご挨拶とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○加藤 それでは、本日の司会進行を原嶋委員長にお願いいたします。

○原嶋委員長 それでは、第111回の全体会合を開催させていただきます。

最初は、今日は時節柄もございますので、マスク等の着用は遠慮なくご判断して着用してください。

あと、全体として効率よく進めさせていただきたいと思いますので、ご協力、よろしくお願いします。

まず最初は、ワーキンググループのスケジュール確認ということでございますので、今日は細かい日程変更についてはまた後ほどメールなどで確認をさせていただいて、一応、事務局からご紹介いただいた後、大きな点だけ何かあれば今日頂戴して、あと、細かい点はテレワークという形で調整させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○加藤 日程につきまして、議事次第の次のページにご覧を頂ければと思います。3月から5月までの予定が記載されております。

3月19日のワーキンググループ、通常金曜日ですが、このときは祝日でございますので、前日の19日の木曜日に開催をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、包括的検討につきましては、3月の13日が5回目、3月23日が6回目ということで、理解としましては、3月13日につきましては錦澤委員が主査をしていただき、そして、23日は谷本委員に主査をしていただくというご予定と理解をしております。

また、4月20日月曜日の包括的検討7、4月27日月曜日の包括検討8につきましても、主査決めでお願いできればありがたいと思います。

○原嶋委員長 それで、4月の20日、27日について、主査をお受けいただける方がいらっしゃれば、お申し出いただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

一応、20日につきましては、今日ちょっとご欠席でいらっしゃいますけれども、ご専門のお立場から米田先生に、場合によっては主査をお引き受けできないかということで、実は事前に打診だけはしておりますけれども、もしぜひとも自分がという方がいらっしゃれば当然そちらのほうを優先させていただきますけれども、ございましたら。

よろしいでしょうか。

もしそういうことで米田先生にお願いすることで差し支えなければ、今日ご同意いただければと思います。

あと、実は27日は、今日まだあれしておりませんので、10日、次回でございますので、そこでまた最終調整させていただきたいというふうに思っております。

じゃ、一応、今日のところは、4月の20日については米田先生に主査をお願いするというので、27日については次回また調整するというので、お願いします。

○加藤 ありがとうございます。事務局からは以上です。

○原嶋委員長 それであと、細かい日程調整についてはメールでよろしいでしょうか。多分ご都合の悪い日とかあるかと思いますが、後ほど、今日以降メールで事務局のほうに申し出ていただいて、調整させていただくということで、時間の節約をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、一応この件、ここで締めくくりとさせていただきます。

続きまして、案件概要説明ということで、1件ございまして、バングラデシュのチッタゴン・コ

ックスバザール道路事業ということで、準備が整いましたら、ご説明をお願いします。

○高橋 それでは、開始をさせていただきます。

私は、南アジア部南アジア第四課で課長をしております高橋と申します。どうぞよろしくお願いします。

本日は、バングラデシュ人民共和国のチッタゴン・コックスバザール道路整備事業という円借款の案件について、概要ご説明をさせていただきます。

事業背景、1ページ目でございますが、まず、バングラデシュについては、経済成長に伴う海上貨物の取扱量の増加を受け、現在、円借款によりマタバリ港を開発中でございます。

左側に地図があり、下のほうにマタバリ港がございます。こちらについては別のプロジェクトで実施をしておりますけれども、このマタバリ港を発着する貨物につきましては、ダッカからチッタゴン、さらに南部の主要都市であるコックスバザールへ伸びる国道1号線という主要幹線道が利用され輸送される形になってまいります。

現在、国道1号線につきましては、ダッカからチッタゴンについては4～6車線化されており、十分な交通容量があるものの、チッタゴンとコックスバザール間については現状2車線の道路となっております。同区間については、市街地の区間が混雑が著しく、大型のコンテナトレーラーの走行が困難な状況にあるというところでございます。

そのため、本事業では、国道1号線のチッタゴンからコックスバザール間の渋滞多発地域である市街地区5か所において、高架道路やバイパス道路を建設し、マタバリ港を発着する貨物の円滑な輸送網を確保することを目的としております。

次にまいりまして、事業目的は背景でご説明をしましたので省略させていただきますが、事業対象地域については、チッタゴン県及びコックスバザール県となっております。

また、事業実施機関は、バングラデシュ政府の道路交通橋梁省国道部となっております。

協力準備調査の実施期間については、昨年7月から2021年、来年4月の予定となっております。

事業概要でございますが、先ほど申し上げたとおりでございますが、国道1号線のチッタゴンからコックスバザール間の主要市街地である以下の地点、表にございますが、ここにおきまして高架道路またはバイパス道路を整備していくというものになります。また、上記以外の現道上での貨物輸送が困難な箇所が確認される場合には、線形改良あるいは道路の拡幅を検討していく可能性がございます。

対象地点につきまして、こちらにございますように、北からになります。パティヤ、ドハザリ、ケラニハット、ロハガラ、チャカリアとなっております。

次のページに地図がございますが、北のほうから、パティヤ、ドハザリ、ケラニハット、ロハガラ、チャカリアとなっており、これらの1号線にあります主要なボトルネックを改良する案件となります。

次に、代替案の検討でございますが、詳しくはワーキンググループにてご相談させていただければと思いますが、現状、各地点において、いくつかのクライテリアを踏まえて、代替案の検討を行っております。具体的には、①他の計画・プロジェクトとの適合性、2点目として事業効果、3点目として社会影響、④自然影響、⑤生活環境、⑥経済性となっております。これらの点を比較考量し、各地点での推奨案を検討しております。

まず1か所目、ドハザリでございますが、こちらにつきましては、支障物件数が最少かつ事業効果及び経済性が最も大きいOption2-b、バイパス道路でございますが、こちらを推奨していきたいというふうに考えております。

ケラニハットにつきましても、用地取得が最小かつ事業効果の高いOption1ということで検討しているところでございます。

なお、1番下でございますように、パティヤについては既存のバイパス道路の線形改良・拡幅のため、代替案の検討というのは現時点では行っていないという状況です。

次に、ロハガラ、チャカリアでございますが、こちらにつきましても、冒頭に述べましたクライテリアに基づいて検討しており、まず、ロハガラにつきましてはバイパス道路の新設、また、チャカリアについてもバイパス道路ということで、調整をしているところでございます。

次、5.環境社会配慮事項でございますが、助言を求める事項としましては、1回目がスコーピング案で、2回目が準備調査の報告書のドラフトというふうになっております。

適用ガイドラインは、2010年の環境社会配慮ガイドライン、環境社会配慮カテゴリはAということで想定しております。

想定される環境社会影響については、概ねこちらに記載させていただいていることが考えられると思います。

最後に一番下、想定される物理的住民移転数につきましては、衛星写真による構造物数からの推計、現時点では推計となっておりますが、200名以上の物理的住民移転というのが発生する見込みが高いだろうと考えております。

今後のスケジュールでございますが、来月、スコーピングに関するワーキンググループを開催させていただきまして、EIA、RAPの調査が来年の2月ぐらまで継続する予定です。その頃にドラフトファイナルレポートに関するワーキンググループを開催をさせていただきまして、協力準備調査の完成が来年の4月頃と想定しております。

また、案件形成に関しましては、1番下の段でございますが、現在、E/S借款の調印に向けた準備を進めているところですが、本体借款については環境レビューが完了した後、再来年の6月頃を予定しているという、そういう状況でございます。

ご説明については以上でございます。

○原嶋委員長 それでは、ご質問あるいはコメントございましたら、お願いします。

これは、まだ日程は具体的には決まっていない。助言委員会の日程はまだ決まっていないですね。

○高橋 まだ正確には決まっていないと思います。一応、4月のワーキンググループでということを目標に、準備を進めていきたいと思っております。

○原嶋委員長 それでは、特になければ、今日はご報告を承ったということで、よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、環境レビュー方針の報告ということで1件ございます。ナイジェリア国の送電線網強化事業ということでございまして、ご説明者の準備が整いましたら、ご報告をお願いします。

○内田 皆様、こんにちは。

昨年11月に助言委員会のほうでいろいろとご助言を頂きましたナイジェリアの連邦共和国送電網強化事業というものがございまして、そちらの環境レビュー方針のご説明をさせていただきたいと思っております。

なお、この案件に関しましては、皆様からの、このレビュー方針の報告を踏まえて、今ちょっと、今後どうなるかわかりませんが、今月末あるいは4月に、審査のほうに行けたらなというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、頂いた助言4点についての対応状況についてご説明さしあげたいと思います。

助言1の、ROW内の土地の適切な管理の実施について実施機関と協議し明確にすること。特に、ROW内の土地を取得することによる地域の分断が起こらないように協議することということになっておりますが、その後、11月、すぐにTCNのほうに確認いたしまして、ROW内の土地を取得してもROW内における住民の日常生活における移動は妨げないということで確認をしております。よって、地域間の分断は起こらないのかなというふうに想定しております。また、施工・供用段階におきましても、実施機関であるTCNによる定期的巡回は行われることを確認しておりまして、例えば不法投棄が確認できた場合には、地方政府やコミュニティと連携しながら、速やかに撤去を行える体制を採用する。また、土地の管理にあたることを確認しております。今回、この点につきましては、審査においても再度、実施機関TCNに対して確認をする予定でおります。

助言2点目、補償に関する世帯内の女性の同意を取り付けるなどの配慮が適切に行われるように実施機関に提案するとともに、ファイナルレポートに反映すること。こちらに関しましては、住民協議において補償金が生計に使われないことも懸念しているということもございましたので、これを受けて、補償に関する世帯内の女性への配慮が適切に行われるようにRAP実施コンサルタント、RICが世帯内の女性から同意文書を得てTCNに提出することになっているんですけれども、この州当局に提出するCertificate of Indemnityを、女性同意の項目を追加するというので、審査時に実施機関に対して提案する予定でおります。この提案内容についてはファイナルレポートにも記載をしております。

次、3点目、住民移転の実施段階において、女性・脆弱層の参加者、性別、発言内容がわかるように、できる限り関連データを記録することを実施機関に申し入れること。こちらに関しましては、住民移転の実施段階において、女性・脆弱層の参加者、性別、発言内容がわかるように、できる限り関連データを記録することを、既に実施機関のほうに申し入れをしております、合意しております。

最後、4点目ですけれども、住民移転プロセスの外部モニタリングを行うNGOの独立性・中立性を考慮した体制が確保されるように申し入れること。こちらに関しましては、担当するNGOの選定にあたっては、入札公告により広く募集を行うことを想定しております。その際には、選定プロセスを透明性をもって実施し、さらには、実施機関との直接的な利害関係を有する団体は入札できないような仕組みにして、中立性・独立性の確保に努めるように実施機関に申し入れをすることとしております。

引き続き、環境レビュー方針の説明に入らせていただきます。

すみません、まず最初に、助言のところの前に案件概要を説明すべきだったんです。申し訳ございません。

こちらの案件、ナイジェリアの経済活動の中心、首都自体はアブジャというナイジェリアの中心地にあるんですけれども、こちらの事業は、海に面していて1番大きい貿易港も有するラゴスというところと、その上に位置するオグン州、その2州において送変電施設を建設することにしております。それによって、当該地域の送電容量の増強、電力供給信頼度の向上及び送電損失の改善を図りまして、同地域における経済・社会発展の促進に寄与することを目的とした事業でございます。

事業内容は先ほど申し上げましたとおり、ナイジェリアの南西部、ラゴス州とオグン州になっておりまして、具体的な事業内容といたしましては、6か所の変電所の新設、3か所の変電所の引き込み設備の拡張、5区間の132kV送電線の設置、4区間の300kV送電線設置ということになっております。

事業の実施体制といたしましては、ナイジェリアの送電公社Transmission Company of Nigeria、通称TCNというものです。こちらの実施機関が運営・維持管理のほうもすることになっております。

環境社会配慮は、ここにありますので、カテゴリAなんですけれども、根拠といたしましては、送変電セクター及び影響を及ぼしやすい特性に該当するという事で確認しております。

次に、全体的な主な確認済指摘事項のご説明に入らせていただきます。

まず、全般事項ですね。

事業コンポーネントは先ほど申し上げたとおりなんですけれども、今回建設するものは全て送変電施設のみでございます。発電施設は入っておりません。こちらの発電は全て既存の発電所でなされるものですので、不可分一体事業はないということで確認しております。

次に、環境社会配慮文書と、その次の環境社会許認可について、まとめてご説明さしあげます。

ちょっと送電線で長いので、事業サイトを3つに分けて実施しております。こちらは、RAPと社会面、環境面、合わせてESIA報告書を作成しております。それぞれ、ロット1は2019年の5月、ロット2は7月、ロット3は2019年2月に、環境省により既に許認可取得済みでございます。

今後、ROW内での道路建設が決定し、新たな用地取得が生じるといったことがございます場合には、直ちにRAPを修正し、JICAに共有する旨、今回の審査で改めて実施機関のほうに申し入れをし、合意したいと思っております。

次に、2ページにいただまして、ステークホルダーミーティング協議ですね。

スコーピング時、また、EIA調査や送電線のルート検討時にかけて、複数回ステークホルダーミーティングを実施しております。この結果、ほぼ全員のPAPsが参加した旨が確認されております。

また、こちらは助言3でご指摘ございましたが、女性や老人もコミュニティのステークホルダー協議に参加して、積極的な発言が見られたとの説明を実施機関より受けていますが、実際の住民移転の実施段階におきましては、女性・脆弱層の参加者、性別、発言内容がきちんとわかるように、できる限り関連データを記録するということを、改めて実施機関のほうに申し入れてこようと思っております。

次、6)の環境管理計画、環境モニタリング計画、モニタリングフォームなんですけれども、環境面、社会面、いずれもモニタリングの結果の提出につきましては、工事中は四半期に1回で、供用時は半年に1回、供用後2年間はJICAのほうに提出するという事で、既に合意をしております。他方、これらのフォームについてはまだ合意できておりませんので、今回の審査において適切なモ



モニタリングフォームというものを先方実施機関と合意してくる予定であります。

次、3ページ目に移っていただきまして、7) 実施体制ですが、工事中におきましては、実施機関の責任の下、施工管理コンサルタントによる監督に基づきまして、コントラクターがモニタリングを実施することになっております。社会面に関しましては、この事業管理コンサルタントとは別に、RAPの実施を促進するためのコンサルタントを契約する方針でございます。そのモニタリングに関しましては、Witness NGOということで、先ほど助言の4番でも言及させていただきましたが、NGOを雇用して、より適切に中立的なTCNが実施をするようにということで担保したいと思っております。これに関しましては、そのNGOの独立性・中立性を考慮した入札のやり方、あるいは実施の体制というものが確保されるように、改めて実施機関のほうに申し入れをする予定であります。

次が情報公開ですけれども、既に情報公開すること自体は先方実施機関と合意をしておりますが、現時点の情報の公開状況について確認するとともに、ナイジェリア国内でのモニタリング結果の公開方法というものを審査にて確認してこうと思っております。

次、4ページ目に移らせていただきまして、(3) の自然環境ですね。

生態系に関してなんですけれども、詳細設計段階で可能な限り森林伐採を避けること。現在の計画では、森林伐採の計画、なるべく小さくするというで計画はしておるんですけれども、改めて詳細設計を実施する際に、可能な限り森林伐採を避けることを合意するとともに、植栽回復の具体的な計画というものを確認する予定であります。

次が(4) の社会環境、その他でございます。

用地取得・住民移転の規模なんですけれども、5ページ目ですね。用地取得は約931haとなっております。それによって影響を受ける住民の数なんですけれども、トータルで7,040名で、そのうち住民移転をする人数は1,989名ということになっております。ROWの用地取得後も、ROW内における、こちらは先ほどの助言1でも触れましたが、ROW内における住民の日常生活における移動が妨げられないということを既に確認しておりますので、ご心配いただきました地域間の分断は起こらないというふうに想定しております。施工・供用段階におきましても、実施機関による定期的な巡回を行うこととしておりまして、先方政府とも一緒に協働して、何か問題が発見されたときには先方政府、地方政府、自治体やコミュニティと連携して、速やかに撤去を行うような形を取ることになっておりますが、この点、審査時に改めて実施機関に申し入れをして、合意をしてくる予定です。

次、6ページ目にいっていただきまして、4) の補償方針ですね。こちらは助言2でも頂いているものなんですけれども、例えば私有地、構造物に関しましては、再取得価格で補償されることを確認しております。こちらは、補償をする際に世帯内の女性への配慮が適切に行われるように、同意書みたいなものにその項目を追記することで確認することになっておりますが、ファイナルレポートには既に記載はされているんですけれども、最終的に審査の時点で先方政府、TCNと合意をしてくる予定であります。また、補償対象の判断が適切に行われているかどうかということに関しましては、実施機関に過去の例も含めまして確認することとしております。

1点、この案件の特徴といたしましてなんですけれども、変電所の建設予定地、その6か所のうち1か所につきまして、宗教団体から土地を寄付されるということが予定されております。こちらに関しましては、強制的に寄付をさせているということではないことは確認はしておるんですけれど

も、その下にございますaからfの内容は確認はしておるんですけれども、過去、もともとコンサルテーションはしたので先方の意思は確認はしているんですけれども、先方が、我々が無理やりではないということと、そもそも土地提供そのものを拒否できる権利があるということを認識したうえで今回のコンサルテーションに当たったかというところは、過去の協議録などを見ながら確認してくる予定であります。

次が5) 生計回復支援なんですけれども、こちらに関しましては、事業管理のために雇いますコンサルタントの中に生計回復支援をTORとしたエキスパートを入れる予定であります。また、湿地帯で釣りを行う人もいますけれども、その生計回復支援対象者に含むということを、いずれも審査で申し入れの上、合意してくる予定であります。

次に、最後、苦情処理メカニズムなんですけれども、この事業を実施するプロジェクト・インプリメンテーション・ユニット、PIUは、各地方自治体に対して、RAP実施を支援するコミッティを設置する予定であります。その際、PAPsから苦情がある場合には、必ずそこで窓口となって対応するという事で確認済みではあるんですけれども、用地取得前にLRC及びGRMを設置するとともに、現地で確実に周知する。この体制を、苦情処理メカニズムの体制というものを現地でしっかりと周知するという事を改めて申し入れの上、合意してくる予定であります。

すみません、簡単ですが、以上ご説明させていただきます。

○原嶋委員長 それでは、ご質問、コメントございましたら、お願いします。

あと、Skype経由で、織田委員、林委員、今ご参加いただいていると思いますけれども、そちらから何かコメント等ございましたら声をかけてください。

それでは、何かございましたらどうぞ。

○山岡委員 山岡です。

湿地帯内の仮設アクセス道路についての質問、コメントなんですけれども、これは湿地帯内ということで、保護区ではないと理解できるんですが、自然環境に配慮して工事終了後にこの部分は撤去されると、そういうふうに書いてあるんですが、それ以外の、いわゆる建設用道路というのは維持管理用に利用する計画と書いてあります。ということは、これは湿地帯内のアクセス道路は建設後になくなるとなると、湿地帯内の鉄塔とか送電線の維持管理用の道路というのは、なくなるということになるんでしょうか。

○内田 すみません、線上、アライメント上、湿地帯内にアクセス道路を通す必要はあるんですけれども、供用が始まりましたら、その中に構造物があるわけではないということで、撤去しても影響はないという理解でおります。

○山岡委員 ということは、湿地帯内に鉄塔の基礎がくるということはないということなんですか。

○内田 今後、詳細設計で確定はしますけれども、現時点では、はい、なるべく避けるようにということで考えております。

○山岡委員 そうですか。はい、わかりました。結構、16kmと長いんで、その辺、大丈夫かなと思います。確認していただければと思います。

○原嶋委員長 ほか、ございますでしょうか。

本件は、送電線網の下土地を全て買い取るという形なんですね。そこがケース・バイ・ケースで違うようなんですけれども、今回の場合には、そこが一つの特徴になっております。

ほか、ございますでしょうか。

織田委員、林委員、ちょっと存在が見えないので声がかけにくいんですけれども、何かそちらでわかるのかな。

○加藤 特にご意見はないということです。

○原嶋委員長 はい、どうぞ。

○木口委員 木口です。

助言対応の4番目なんですけど、TNCとの直接的な利害関係を有する団体は入札できない仕組みとあるんですけれども、現状わかる範囲で、具体的にどのような対策を取られるのかというのを教えていただければと思います。

それから、環境レビュー方針の5ページ目のカットオフデートなんですけど、ロットの3だけ開始した日になっているんですけれども、これは多分ご議論もう既にされているんでしょうけれども、ちょっと気になったので、理由を教えてください。

○内田 まず、1点目なんですけれども、助言の対応の4番目でございます、今後、具体的な対応策に関しましては審査でも確認はする予定ではあるんですけれども、TCNと直接的に既にやり取りのあるようなNGOというのは、TCNの意向を反映しがちだということで、排除する方向で検討しております。まさしくWitness NGOを雇う理由が中立性・独立性が目的ですので、そこが担保されるようにということで、そのメカニズムというものを実施機関と検討の上、合意してくる予定であります。

○木口委員 今の点、ちょっとよろしいでしょうか。Witness NGOを雇用されるということで、非常にいいことだと思うんですが、通常考えると、送電公社と何か一緒に仕事をするNGOってあまり想定できないので、それでちょっと直接的な利害関係というところで疑問に思ったんですけれども、多分、もし何か問題が発生するとしたら、雇用するNGOに事業に利害関係の深い方の親族がいるとかというのは途上国にありがちなと思ったんですけれども、そういうところまで踏み込んでJICAさんが確認できるものなのかというのはちょっと気になったんですけれども。

ただ、話の流れとしては違う、監視するような形のNGOを雇われるということだったんですけれども、この4番目の対応を見ると、そこはちょっとわからなかったもので質問した次第です。

○内田 ありがとうございます。

今、そうですね、きちぎちと、本当に親族誰もいませんよねみたいなところまでの100%の確認って難しいと思うんですけれども、今頂きましたご指摘の点も、先方政府に、TCNのほうには申し入れをして、合意したいと思っています。

これまでもTCNと仲よく、特に住民移転ですとか環境保護の関係で一緒に働いてきているNGOはいると思われるんですけれども、そこで変に仲よくなっていないとか、恐らく住民側にしてみればTCNの意向をより強く反映したNGOというものはわかり得ると思いますので、そういった点に配慮しながら対応したいと思っております。

○木口委員 ありがとうございます。

じゃ、2点目、お願いします。

○内田 2点目に関しましては、すみません、ちょっとこの場でお答えしかねますので、確認をさせていただけたらと思います。

○木口委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 ほか、ございますでしょうか。

○村山委員 助言対応の1番目なんですけど、分断は起こらないと想定されているということなんですけれども、一方で、用地取得は行うわけで、かなりの距離なので、具体的にどういう扱いになるのか、少しイメージしにくいですけれども、施工時は、やはり一時的には人の出入りは遮られるのではないかなというふうに想定するんですが、もう少し何か具体的な情報があれば教えてください。

○内田 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、工事期間中は一時期、自由に、移動は妨げないということにはなっておりますが、工事中は一時期、自由な移動ができないということは想定できると思うんですが、ROW、その送電線の下の部分ですので、その鉄塔のところはもちろん横切れないですけれども、空中に送電線が浮かんでいる部分に関しましては、その下は移動を妨げないということで、分断が起きないのではないかと考えております。

○村山委員 わかりました。一時的には、やはり分断は起き得るということですよ。

○内田 そうですね、その工事期間中は。ただ、その工事期間中も、恐らくすごく広い範囲でやるわけではないので、絶対的な分断にはなり得ないのかなというふうに想定しております。

○村山委員 あと、今回は移転ということなんですけれども、案件によっては、施工が終わった後はまた住んでもよいという案件もあるようなんですが、今回は完全に移転を求めているということですね。

○内田 はい、さようでございます。

○村山委員 はい、わかりました。

○原嶋委員長 今回は下を買い取るという形なんですね。電柱だけを買い取るケースと、下の全部、ROW全部買い取るケースで、今回は買い取るので、逆に、地域分断的なことが起きるんじゃないかということが、確かワーキンググループでは問題になったんだという経緯があると思いますけれども。

○寺原委員 寺原です。

ワーキンググループのメンバーだったんですけれども、確かにROWの下は送電線全部買い取ってしまうというのはなかなかイメージしづらいので、それで、それはどういうことを意味するのかというのが、土地の適切な管理の実施ということで、特にというのはエスペシャリーということで、とりわけということで、分断が起きないということで、例えば、ワーキンググループでもディスカッションがあったのは、買うのは買うけれども、じゃ、その上の建物全部壊しちゃうのかとか、きれいにしておくならおくで、例えば柵を造るのかどうかというようなこともありました。ということが議論されました。それは、報告したとおりでございます。

対応状況といたしましては、この回答であれば、柵を造るようなものでもないし、施工後、施工・供用段階においても適切に管理されるというご返答ですよ。ですから、ちょっと適切な管理の実施についてというのは、ご回答であるのは、地域間の分断のところだけはお答えいただいたというふうに理解いたします。

以上です。

○内田 ありがとうございます。

○原嶋委員長 ほか、よろしいでしょうか。

あと、逆に非正規の方々がまた集まってしまうんじゃないかというような問題も確かそのとき出ていたと思うんですけども、逆な意味です。

それでは、ご報告……

○寺原委員 すみません、もう一つ。Witness NGOというの、ワーキンググループでもちょっとよくわからなかったです。中立性・独立性ということであれば、やはり法的に何かそれを担保する必要があります。取引がTCNとあったかどうかということであれば、例えば今までそういうWitness NGOとしていろんなところで活躍されていたところのほうを受注しやすいのかどうか。例えば、これまでTCNと取引のないNGOのほうを受注しやすいのかどうかですね。なかなかそれは難しいところだと思いますけれども、選定プロセスについては透明性をもってということで、直接的な利害関係を有する団体というのは非常にわかりにくいですね。これまでほかのTCNのプロジェクトで、Witness NGOとして活躍したときは、そうしたNGOのほうを受注しやすいということに必ず公共入札ではなと思うんです。入札ですね。Witness NGOももちろん入札で入る形だと、お金だけなのか、そうやって技術力とか経験のようなものを一般のコンサルのように配慮するのか。直接的な利害関係というのは、ネポティズムみたいなものはもちろん排除されるとしても、これまでの受注とか、Witness NGOとしての経歴なんかも入れて考えていただけたということと理解してよろしいでしょうか。

○内田 はい、さようでございます。まさしく過去の経験を踏まえて、評判というものもあるかと思しますので、その点というのは確認をしながらということになるのかなとは考えております。

○原嶋委員長 先ほどちょっと冒頭にありました、山岡委員からありましたアクセス道路の件はもう一度確認していただいて、一応ここには仮設と書いてありますので、それを前提にですけれども、もう一度確認していただくということで、全体としては、ご報告を承ったということでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました、それでは。

続きましては、ワーキンググループの会合報告と助言文の確定ということで、本日は1件ございます。タンザニア国のムトワラの発電所事業でございます。

この件につきましては小椋委員に主査をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。

○小椋委員 それでは、助言から申し上げます。

全体事項で1点ございます。

Kisiwa Site、Mikindani Siteについては、大気汚染・生態系の観点からも比較を行い、その結果をファイナルレポートに記載すること。

それと、環境配慮につきましては3点ございます。

温排水ですね。これは、発電所の温排水による水温上昇が水生生物の産卵域・生息域・生活史に与える影響を可能な範囲で評価し、必要に応じて可能な緩和策を検討し、ファイナルレポートに記載すること。また、温排水の排水口、Sudi湾口及び湾内数か所において水温測定によるモニタリングを実施し、温排水による水温上昇の影響が生態系・漁業に認められた場合、必要に応じて対応策を講じる旨、ファイナルレポートに記載すること。

送電線の設置にあたっては、象の出現可能性に配慮し、フェンスの設置場所に注意し、象の通行

に十分な送電線の高さを確保する旨、最終報告書に記載すること。

井戸からの取水との関連で、井戸の水量に関するモニタリングデータの有無を、Mtwara Urban Water Supply and Sewerage Authority (MTUWASA) に確認し、もしない場合には実施機関を通じてMTUWASAに対し水位確認のモニタリング実施を提案すること。

社会配慮は2点ございます。

後利用に適さない僅少な残地が生じる場合、被影響住民の申し入れに基づき、当該残地を含む一画地の買収をするよう実施機関に要請すること。加えて、当該残地併買についてRAPのEntitlement Matrixに反映し、残地併買について被影響住民に周知することを実施機関に要請すること。

生計回復策の一環として、フィッシュマーケット等の水揚げ関連施設の整備拡充・運営管理及びボートの供与等について、住民の意向を確認したうえで実施機関と協議すること。

これはちょっと補足がございまして、実は水揚げ場が何か所かあるようございまして、本件事業で。本件事業で一つ、火力発電所の整備で潰れるので、よその水揚げ場に行くということで、これで整備拡充という助言が出たものでございます。

ステークホルダー協議・情報公開、1点ございます。

将来的な雇用の安定のため、既にドラフトファイナルレポートにて提案されている生計回復策（物品の購入、商業用樹木の植樹、種や苗の配布、農業指導、女性グループの支援等）の実現に向けて、その対応を改めて実施機関に申し入れること。また、自家消費用の小規模漁業を含む被影響住民がタンパク源の安定的確保を維持できるための方策を実施機関が検討するよう提案すること。

最後、その他でございしますが、苦情処理機関の設置にあたっては、公務員以外の第三者を含めることをファイナルレポートに記載すること。

以上8点、助言でございます。

引き続き、論点、参ります。論点は3点ございます。

温排水についてでございます。

乾季に流入水量が減少し閉鎖性が高い水域における温排水の水棲生物・漁業へ与える影響と緩和策について、広範な議論がなされた。マングローブ林や珊瑚礁の所在、排水の流速等技術的課題、温排水の拡散シミュレーション等も踏まえて勘案した結果、3℃以上水温が上昇するエリアは湾内の限定的な範囲であり、かつ著しい温度変化は表層域に留まることから、周辺地域への生態系への影響は限定的なものと分析している旨、JICAより説明がなされた。

助言委員より、水温上昇が予想されるエリアの水棲生物に関して十分な情報が確認できていないため、まずは可能な範囲で情報を入手し、その上で、水温上昇に伴う水棲生物の産卵域・生息域・生活史への影響が予想される場合は、必要に応じて可能な緩和策を検討する必要があること、並びに、工事・供用時に亘るモニタリングで影響が認められた場合、必要に応じて追加的な緩和策を講じることが求められる旨の指摘がなされ、助言2として提示された。

次、気候変動対策でございます。

助言委員より、天然ガス発電が一定の温暖化効果ガス排出を含む点について引き続き留意し、タンザニア国のエネルギー政策・INDCを踏まえたさらなるCO<sub>2</sub>排出抑制に貢献するエネルギー・発電政策の検討の必要が提起された。

JICAからは、本事業に先行して実施されたダルエスサラーム電力システムマスタープラン策定及

び全国電力システムマスタープラン（2012）更新プロジェクトにおいて作成されたマスタープランの中で、同国の資源賦存状況、今後の経済成長、気候変動にも考慮して、本事業を含めた天然ガス発電開発の必要性が認められていること、同国のINDCにおいて天然ガス発電は温暖化ガスの排出抑制策の一環として位置づけられていること及び天然ガス発電は技術的・経済的理由から同国を含めた途上国での現実的な電力供給源のため、タンザニア国内の既存の石炭火力発電との比較や、一般家庭での薪といったエネルギー利用代替の観点からも議論する必要もあり、従来の石炭火力発電やまき利用よりも望ましいとの説明がなされた。

3点目は漁業のベースラインの有無でございます。

JICAより、漁業については、本事業では湾外にある既存の漁場への影響はないため、漁獲量の変化等は生じない見込みであると説明がなされた。

助言委員からは、漁業行為の規模にかかわらず漁業は地域の人たちの生計を支え、また、貴重なタンパク源となっていることがあるため、どの魚種がどのように漁民たち及び地域の人たち（経済及び栄養）にとって重要なのかは重要な知見であることが指摘された。さらに、それらの情報は既存の情報だけでは必ずしも明らかでないことも珍しくないため、販売用または自家消費用にかかわらず、魚種名、漁獲量、漁民や地域の住民の主要なたんぱく源等の情報を、可能な限り現地調査を含む行為を通じて事前に入手することが望ましい旨の指摘があった。中でも小型の魚や水辺での貝類を含む採集行為などは、女性や子供がその担い手となることも多いことから、自家消費用の小規模漁業については、事業者側あるいは調査する側が見逃してしまう点ではないかとの意見が助言委員からなされた。

以上、論点と助言でございます。

本ワーキングにご参加の委員の先生方から、ほかに補足等ございましたら、お願いをいたします。  
○原嶋委員長 本件は、2月17日にワーキンググループは開催されておりまして、小椋委員ほか、石田委員、木口委員、源氏田委員、作本委員がご参加いただいております。ほか、ご参加いただいた委員から何かご発言ございましたら。

○作本委員 ただいま、小椋主査から報告ありましたけれども、若干補足というか、強調させていただきます。

助言案の7番なんですけど、将来的な雇用の安定のためというのは、これまでよく事業を展開・実施しますと一時的な雇用吸収は行われます。それによって賃金収入を得ることができるからいいんじゃないかというのが、よくこれまでなされてきた、議論されてきたかと思うんです。そうじゃなくて、将来的に生計をどうするのという、そういう安定のための道として、JICAさんが生計回復策として括弧内に書かれたような物品の購入、商業用樹木の植樹、こういうようなことを提示してくれました。これは我々の案というよりも、JICAさんがこういうのを提言してくれたんで、これをぜひ、ほかの事例にも適用可能じゃないかということで、JICAさんの提言ではあるんだけど、あえてここで述べさせてもらうということを試みた次第です。

木口さんについても同じかどうか、また後でお願いします。

8番目の苦情処理機関の設置については、公務員以外の第三者をこの機関の委員の中に含めてくれというのは、これはステークホルダー協議の中で一般住民等から出てきた意見でありますので、これは、これからのほかの場合にも、公務員の場合にはいろいろ、必ずしも信用できないからとい

う考えに立っているものでありますから、いい考えかと思ひまして加えさせていただきました。

論点のほうもいいんですか。

○原嶋委員長 ええ、どうぞ。

○作本委員 じゃ、論点のほうですね。JICAさんから、JICAさんのほうでまとめていただきまして、かなりの頻度でもって、この委員の間での議論がなされたと思います。それで、小椋主査にご苦労していただいたということがあります。

特にこの案件では、閉鎖性水域という言葉は聞き慣れている方はおられるかもしれませんが。日本でも瀬戸内海だとか東京湾だとか富山湾だとか、そういうところで水がうまく回らないところで、閉鎖水域の温暖化、温排水の影響ってどうなのかという、そういう議論なんであります。もちろんここでは3℃以上上がらないというモニタリング調査というか、試験的な分析の結果はあるんですけども、本当にそれで大丈夫なのかどうか。河口近くにはサンゴ礁もある、魚も捕れるのかどうか、いろんなことで、1番目の温排水については、ほぼ全ての参加委員が関心を示されたテーマかと思ひます。

2番目の気候変動、これについては、天然ガスだから、天然ガスによる発電だからいいじゃないかと、いわゆる自然エネルギーをそのまま使うわけですから、温暖化効果が出ても仕方ない範囲だというふうに考えられてきたかもしれません。これは一般論なのかもしれないんですけども、実際、私もちょっとどこまで、ネットの情報ですので、正しいかどうかわからないんです。やはりCO<sub>2</sub>は半分ぐらいは出るんだそうですね、石炭素材に比べて。ですから、天然ガスを進めるということと、必ずしも温暖化防止とは同じ平行線を保つものではないという気はいたします。

あと、さらに天然ガスの場合には、マサチューセッツ工科大あたりからの論文でちょっと、一部かじったにすぎませんけれども、やはり2%~5%のメタンガスが漏出するんだそうです、管を通る間に。そうすると、温暖化効果はメタンガス、20倍、×20倍となれば、そこで40%であると。そうすると、さっきの50%に40%足すと、単純にいくかどうかわかりませんが、やっぱりかなりの温暖化効果が出てしまうのではないかという恐れがあるという、私も詳しいことはわかりませんが、そのようなことを考えると、当該国が定めているところのNLDC、あるいは自国の排出枠、こういうようなものとどうやって調和させるのかということ、これから難しい課題だろうということで、今回について、これをやめるとか、いいとか、それは言う立場にありませんけれども、やはりこれから温暖化全体、問題全体を考える上に当たって、やはり重要な、天然ガスだから必ずしもいいんだと、全ていいんだというふうに結論していいかどうかということで、立ち止まる必要があるかということで、私は強調させていただきました。

以上です。

○石田委員 すみません、じゃ、併せて3番も。

3番は、私だけじゃなくて木口委員やほかの委員のアイデアも盛り込まれているんですが、漁業の調査をしていただくときに、漁業の調査というよりも魚種の調査を皆さんしてしまうんですね、コンサルタントの人たち。それは、自然環境の調査で、希少種に影響を与えないとか、そういう方面では構わないんですけども、実際に漁業対象魚種となっているものは漏れていることが少なからずあるということ、それからもう一つ、途上国で魚種を判定するのはとても難しい。つまり、それだけの人材や技術がなかったりするので、魚種をそこまで判定するのは先進国のようにはいかな



いんです。ただ、魚種ごとにみんな地域の人たちは栄養に、自分たちの自家消費に使ったり、それ以外のものは売ったりということで、ちゃんと使い分けているということがあるので、そういうところを今回というか、今後以降、魚種リストだけじゃなく、魚種リスト、もらったものをそのまま信じるということじゃなくて、場合によっては出かけて行って、ちゃんと魚種リストを調べていただきたいと。今回の調査でも、ちょっとそこら辺、魚種リストの齟齬があったので、そこから議論が発展したという次第です。

それから、あと、これは木口委員に言っていたいたんですけれども、小型の魚や水辺での貝類を含む採集行為というのは、なかなか調査の時間帯によって目にするのがないんですね。こういう非常に収入が少ないような、それから小規模な活動というのは、今まで調査団とやり取りしたこともあるんですけれども、調査団が行かれる時間帯によって、やっていないことももちろんあるわけです。ところが、地域の人たちの非常に小さな経営体というか、生計にとっては非常に重要な活動で、子供さんやお母さんが出かけて行って、小さな漁具を使ったり、浜辺で貝を拾ったりしているわけです。そういう行為で得られるお金というのは非常に彼らにとっては重要な生計を支えるお金なので、そういうところも可能な限りはやはりきちんと見ていていただいて、見逃さないでいただきたいという想いです。

以上です。

○原嶋委員長 ほか、ございますでしょうか。

○日比委員 ありがとうございます。

論点のところで、もう作本委員からおっしゃってはいいただいたんですけれども、やはり気候変動のところは気になるんで、これ、質問とかじゃなく意見表明というか、あえてさせていただければと思います。

特にこの論点の、なぜ天然ガスが望ましいのかというところ、やっぱりどうしても気になります。石炭火力との比較というのは確かにあるんですけれども、やはりパリ協定、それからSDGsを考えた場合に、そのホスト国がINDCにおいて大丈夫としているとしても、やはり協力する側として、日本政府あるいはJICAとして、これは本当にSDGs達成に貢献するのかと、パリ協定に貢献するのかというのは、厳しく見ていく必要があるんじゃないかと思います。これは、確かに石炭と比較すればということですが、これは石炭から置き換わるわけではないと思いますので、やはり追加的な排出になるかと思ひますし、仮にタンザニア側がいいと言っていたとしても、結局後々、この排出自体は固定されるので、その削減の責任を、ある意味、タンザニアが後々もっと減らす量を増やしていかないといけないので、それをやはり負わせることになるという観点も考える必要があるかと思ひます。

あと、タンザニアの一般家庭では、まだまだ薪が利用されているということで、これはこれで健康問題とか、あるいは森林減少の問題があるとは思ひうんですが、じゃ、天然ガスの発電所が薪利用の代替になるのかというと、ちょっと私、エネルギーの専門ではないんでわからないんですけれども、考えにくいと思ひます。天然ガスの発電所ができて、主に煮炊きに利用されているであろう薪を代替することはないと思ひうので、薪の利用というのは続くんじゃないかと思ひます。ですので、天然ガスは薪に代替するので望ましいというのは、必ずしも違ひうのではないかと考えます。

以上です。

○原嶋委員長 今の点、JICA側から何かコメントございますか。

それでは、ほか、ございますでしょうか。

ちょっと私から1点だけ確認させていただきたいのが、助言の5番の残地の併買ですか、これを要求することそのものが悪いことではないんですけれども、多分、日本なんかでは、もう今あまりこういうことを認めなくなる、予算の制約もあって認めないということが多いいと思いますし、ほかの事業で一般的に、その残地の合わせて買い取るということを常に要求するということをどう考えるのかというのは、ちょっと確認したいと思っておりまして。今回あえて残地の併買を助言として要求したという何か背景があるのかということと、もしこれを今後あらゆる事業に残地併買を求めていくということになると、日本でもあんまり、すごく制約が多くなってきているところで、それを求める根拠というのはちょっと大げさですけれども、正当性というのはどこにあるのかということと、それを受け止めた側のJICAも、これはこれでまた予算の制約なんかもあって、常にそれを受け入れられないんじゃないかと思うんです。双方からちょっとご意見を頂きたいんですけれども、何か今回は背景があるんですかね。

○小椋委員 これは先だって、実はインドかなんかの案件でも、要はRight Of Wayに抵触をするとところ以外のところで、あのときは確かストラクチャーだったと思うんですけれども、それが建物として有効に利用できない場合は全移転しましょうというのが、ROW上の建物構造物の移転のケースがありました。

事業によってまちまちなんですね。開発、こういったケースにおいて、いわゆる、特にJICAさんのセーフガード、あるいは世銀にしてもそうなんですけれども生活権補償なんですね、基本的には。

日本の場合は、日本の通損、通常損失補償というのは、あくまでも財産権補償なんです。だから、別に残地残してもいいよというような話なんですけど、その残地、本当に狭小なところが残った場合というのは、そこはずっと固定資産税がかかっちゃうわけなんですね。従前は、ポケットパークにしますみたいなこともやっていましたが、やはり地方財政が圧迫して、今は買うのが難しくなった日本の現状なんです。例えば100平米の農地があって、ROWに90平米が抵触して移転先で生計回復できるとしても、残地部分の10平米分を買わないとなると、その土地が取り残されて、その残地から収穫されていた農作物は、理論上収穫できなくなる。こうなると、生計回復に支障がでるわけなんですよね。

少なくとも僅少で使えないようなところを残すのというのはPAPs側にとってみると生計回復に支障があるんじゃないかという背景で、私はこれ挙げています。

○原嶋委員長 これは、JICA側では常にこういうことを、こういうふうにしていただければ、それはそれで生活権の補償という意味ではとてもいいんでしょうけれども、そう受け止められることなんですかね。ここではすぐ答えが出ないのかもしれませんが。

○加藤 小椋委員に先ほど挙げていただいたような構造物で20%ぐらい残って、もう構造物として役に立たないのに補償がないというところを補償するという例はあるということで、今回はそのようなものの類似例という理解をしております。

○原嶋委員長 残っている状態によって判断するということはあるんだと思いますけれども。

ほかにごございますでしょうか。

この内容そのものは今回特に問題はないと思うんですけれども、一般化としては、ちょっと1度

確認しておきたかった点でございます。

ほかに何か確認したい点ございましたら。

これも同じように、林委員、織田委員のほうもよろしければ。特に何かなければ。

○加藤 大丈夫とのことですよ。

○原嶋委員長 それでは、一応、本助言については原案どおり確定させていただきたいと思います。

論点については、こういう形でまとめていただきましたので、また今後の参考にさせていただくということで、よろしくお願いします。

それでは、一応、本件についてはここで締めくくりとします。どうもありがとうございました。

それでは、一応ここで10分ほど休憩を取るということを予定しておりましたので、今10分ですので、20分に再開ということによろしいでしょうか。

午後3時09分休憩

午後3時20分再開

○原嶋委員長 それでは、Skypeを通じて林先生からご報告を頂けることになりますので、準備が整いましたら林先生にご報告を始めていただきますので、よろしくお願いします。どうぞ。

○林委員 いいですか。

○原嶋委員長 はい、よろしくお願いします。

○林委員 じゃ、Skypeで失礼します。名古屋大の林です。よろしくお願いします。

一応、聞こえていますでしょうかね。

○織田委員 はい、聞こえています。

○林委員 ガイドラインの包括的検討ワーキンググループの第2回ということで、対象事業は、情報公開に関する助言案のワーキングが1月の27日に開催されております。

メンバーにつきましては、資料のほうに書いてございますように、作本委員、柴田委員、島委員、田辺委員、寺原委員、錦澤委員、村山委員、山岡委員、あと私ということで開催させていただきました。

次のページにいただいて、1か月ぐらい前の話なんですけれども、論点としては、2.1から2.4番までということで整理されております。

論点2.1については、対象事業に関するものでして、特に具体的に論点として挙げられていますのが、民間連携事業、特に中小企業支援事業と大企業向けのSDGsビジネス支援事業というものの、及びGreen Climate FundからJICAが受託事業として受けているもの、そういったものを対象事業として含めるかというようなところが論点2.1になっております。

この論点については3つ整理されておまして、中小企業・SDGsビジネス支援事業についてなんですけれども、現状でもガイドラインの適用がなされているというようなことがありまして、現状どおり環境社会に甚大な負の影響を及ぼす可能性がある提案は採択しない方針であるというようなことと、もう一つ、企業のほうに対する少し配慮というようなことで、提案企業が適切な環境社会配慮が行えるような説明と財務上の支援、そういったものが必要ではないかというようなことが助言の1番目ということです。

2番目につきましては、Green Climate Fundで、JICAが受託事業として行っているものなんですけれども、これを含めて、今後似たようなものがあることも考えられるということですが、適切な環境

配慮がされるよう留意すると。GCFのほうでもそういった配慮がなされているということもありますので、そういったものと整合性を取りながらやるというような点が2番目というふうになっております。

3番目は、もう少し広い視野から問題を捉える意見として出されているものを整理したものでありますけれども、ガイドラインが今後10年後とか、また新たな展開を迎えたときに、また新しいスキームが創設されるというような場合があり得ると。そういった場合も十分考えられるので、そういうものについて全体的に少し考えておいたほうがいいんじゃないかという意見です。その考え方としては、個別の新しいスキームの性質とか特徴から、ガイドラインの適否を都度検討するという考え方もあります。また一方で、原則すべてのものを対象と位置づけるというようなことで、負の影響が小さいようなものについては適用除外をするというような整理の仕方というのもあるだろうというようなことで、こういった点を少し考えてはどうであろうかということでございます。なおということで、その先は少し違う話ですが、スキームごとのガイドラインの適否については何らかの形で公表されることが望ましいというようなことで、3番目の助言案になっております。

次の論点2.2というのは、協調融資案件等におけるコモンアプローチの考え方についてということとであります。

少しワーキングのときに議論になったのは、コモンアプローチという言葉が、OECD等で議論がされている固有名詞として使われているのか、それとも、一般的な概念の共通のアプローチみたいな感じの使い方として少し混在していたところがあったんですけれども、一般的な概念として使われているようなことで考えている人が比較的多かったということで、そういう考えで整理がされております。

助言案4につきましては、コモンアプローチの在り方については、引き続き他の機関の動向を注視することということで、他の機関も取り扱いが現状定まっていらないようなところも結構ありますので、そういうところに注意するということが4番目でございます。

5番目は、幾つか複数の機関の協調融資をやるときに、借入れを行う側が負担増にならないようなところが非常に懸念される意見として多数出されております。JICAガイドラインの要件を守るとことは当然なんですけれども、部分的に共通化できるようなこととか、コンサルタントの共通化とか、レンダー間ミーティングとか、そういったものをできるだけ早くするとか、そういうような工夫によったり、手続の重複をなくす、そういった工夫を考えていくというのが借入人側の負担を減らすということで重要な観点ではないかということが5番目の助言として挙げられております。

6番目なんですけれども、カテゴリA案件についての協調融資を行う場合なんです、各機関で環境社会配慮の内容やプロセスにおいて異なる点が想定されるんですけれども、当然JICAガイドラインの求める要件は原則として満たすということが求められる。ただ、場合によっては、JICAガイドラインの要件を省略するような場合があったとしたら、そういう場合は助言委員会等に事前に意義を説明するというようなことが表明されております。

続きまして、論点2.3ですけれども、2.3と2.4については情報公開に関係するものでございまして、論点2.3については、公開対象となるEIA報告書のステータスの話でございます。

助言7についてですけれども、カテゴリA案件とか協調融資とか、そういったものが行われる場合なんです、環境レビュー前のEIAの報告書の公開プロセスといったものが協調融資先と少し異な

るような場合があると。そういった場合に、その迅速化の観点から、少し問題が生じるようなケースがあるというのがJICAのほうから少し表明されたということでもあります。それに対して、いろんな国の受け入れる側の政府と他の援助機関の制度とか、そういったものの整合性とか、また、一方で迅速に事業をやっていくという必要性、そういったものもあると。ただ、もう一つ、ステークホルダーへの周知とか関与を適切に踏まえる。いろんな観点が総合的に関連していますので、そういった総合的な観点から検討を進めていく必要が今後あるだろうというようなことが助言案の7でございます。

助言案の8なんですけれども、公開するEIAの報告書というものの、どの段階のEIA報告書を報告するのかということがまず論点になっております。例えば一つは、承認する担当省庁へ提出したドラフトなんですけれども、ほぼファイナルに近いようなもの、そういったものというのでもいいのではないかなというような意見がある一方で、やっぱり承認版を原則として提出するというようなことをするべき、限定的扱いにすべきというような意見があると。また、あと、許認可関係のものというのは、各国の裁量のものであるので、JICAの意思決定とは区別すべきというようなことで、この辺については少し論点が幾つか出ておるので、そういったものが併記された状況になっているということでもあります。

助言案の9なんですけれども、公開期間の話ですが、これについても、他の援助機関とのルールの整合性とか齟齬の問題というのがある一方で、世銀とかADBとか、カテゴリA案件については120日間運用しているというようなことで、現状といったものを維持すべきというようなものがあるということで、また、これについても両論併記のような形で助言はまとめてございます。

最後の論点2.4のモニタリング結果の公開ということでございますけれども、助言案10ということで、一つですが、モニタリング結果の公開を要件とすべきというようなものに対する意見、もう一つは、原則的には公開とするが、公開としない実施機関については理由を明確にするように求めるというようなもの、相手国に強要すべきではなく、前向きに促進できるような方策をJICAが引き続き行う、現状のようなものですけれども、そういうようなもので幾つか意見が分かれている状況でございます。そういったことは言いつつ、公開は合意しない場合でも、少なくともJICAがモニタリングの報告書を受領した時期、種類等を記録として公開すべきというような意見があったということになってございます。

今回はその議論が集約しないような論点が幾つかありましたということもありまして、論点の中の助言案について併記になっているような、両論併記的な表現になっているものもありますが、ロングリストを作成するというような観点からは、こういういろんな意見があったというようなことを記録に残すことは重要なのかなということで、そのような整理になってございます。

一言、言い忘れたんですが、このワーキングでは90の意見が出されておりました、それを10個の助言案にまとめたということでございます。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、多くの方がワーキンググループにもご参加いただいておりますので、今のご報告、あるいはこの助言文について、コメントあるいはご質問等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。文面で特に確認したい点とか、あと、今の説明の中で補足したい点ございましたら、遠慮

なくご発言いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

私のほうから1点、言葉の意味を確認したい点がありまして、ちょっと先に行きますが、8番目に幾つか文言がございまして、限定的な扱いとすべきというのがありますけれども、限定的な扱いというのは具体的にはどういうイメージなのか。幾つかのバージョンがあって、どのバージョンを公開するかというのは意見が分かれるのはあると思いますけれども、承認版を原則として提出版は条件を付したうえで限定的に扱うというのは、これは。その辺のニュアンスがちょっとつかみにくいところがあるんですけれども、もし何か具体的な形でわかるところがあったら教えていただきたいと思いますけれども。

林委員、あるいは作本先生もご参加いただいていますけれども、林さん、聞こえますか。

林先生、聞こえますか。

○林委員 もしもし。これは、私の記憶では、原則は承認版なんですけれども、条件を付したうえで特例的な扱いにすべきという意見があったというふうな形の意味だったと思います。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

じゃ、作本委員、次お願いします。

○作本委員 今の林さんのお話にちょっと補足させていただきますと、この環境アセスメント報告書を公表するということは、相手国の主権のまさにど真ん中の部分なんでありましてね、許認可に関わる。これを、例えば環境レビューで後から修正をとると、これは手続上の齟齬が生じかねない、混乱が生じかねないことであるということで、アセスメントの報告書はやはり基本的に公表する、彼らの許認可、国家主権、これはそのまま公表させると。

ただ、その後にローン・アグリーメントその他でもって修正を行うような場合、これは例外的に、今、林主査からお話ありましたように、条件を付して、これをあらかじめ条件を相手国政府とつけておいた上で追加的に公表する、あるいは、場合によっては修正するというスタンスがいいんじゃないかという意味で、ここに掲げられていると思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○加藤 この今の8番の意見につきましては、事務局としては、これまで承認版の公開とすることによって非常に迅速な案件形成の阻害が生じてきたということもあって、ドラフト版で、最終的に承認する官庁に提出した書類をもって公開をすることで前広に公開し、かつ120日も確保するというので実施できるのではないかと申し上げたところでございます。

その点、ドラフトを認めるというところが、どの範囲まで許されるべきかというところがまさに議論になったと記憶をしております、プロジェクトの置かれた状況に応じて、そのような内容、提出版でも容認せざるを得ないというものについて限定的に公開してはどうかというご意見もあったと記憶をしています。

○原嶋委員長 村山先生、どうぞ。

○村山委員 8番については私も少しコメントをさせていただいたんですが、通常、協力準備調査でJICAがEIAの作成支援に関わっている場合は、ドラフトファイナルの段階でEIAが出てきて、いろいろ意見を、コメントを出しながらファイナルにしていくというプロセスがあって、それはとて

もいい形なんですけれども、環境レビューで、JICAがそれまで支援していなくて、相手国から提出されてきたEIAの質が時々芳しくないといったような例があると考えています。そういう状況でドラフト版が出てきて、こちらのコメントがそこに反映されて最終的にEIAが完成していくというプロセスがもしあるのであれば望ましいんですけれども、必ずしもそうでもない。ただでさえ質的にあまり望ましくないようなEIAで、それがドラフトで出てきた場合に、どういった内容になるかというところが少し危惧されるところです。そういう意味で、ドラフトを扱う場合でも、かなりその条件をきちんと整理したうえで、ここで限定的というふうに書きましたけれども、先ほど作本委員がおっしゃったように特例として、あくまで特例として扱う程度でいいのではないかと、ここでは整理がされたんだというふうに思っています。

○原嶋委員長 ほかに、今の点以外でも、何かございましたら。

じゃ、田辺委員。

○田辺委員 恐らく一つ例を、議論の中で出てきた例としては、ADBが実際にドラフト版公開から120日で融資契約して良いとなっているので、仮にADBとJICAが協調融資をするとき、JICAは完成版公開から120日となっているので、JICAの公開期間のためだけに事業を遅らせるという場合もあり得るという説明がJICA側からあったと記憶をされていて、そういった国際機関との協調融資の中で、JICAのためだけで全体を延ばすというところは避けたほうが良いんじゃないかという考えは一つ出てきたかなというふうに記憶しています。

○原嶋委員長 ほかにございますでしょうか。

もう1点ちょっと確認したいところが、もしわかれれば教えていただきたいんですけれども、協調融資の案件で手続を一部省略するということは場合によっては認めていこうじゃないかということが全体の前提としては出ていますけれども、ちょっと気になるのは、最後に、これは多分JICAの側からのご提案なんだろうけれども、助言委員会に説明することによって、それを免罪符を与えるような形になるというのは、私たちが免罪符を与える立場のかどうか分かりませんが、むしろ、どういう場合に省略をせざるを得ないのか。その辺の、助言委員会に報告すれば省略できるという、そこはちょっと何か、そこまで偉くもないしですね。もう少し省略する条件をこれから議論するとか、何かちょっと、そこはちょっと気にはなるんですけれども、その免罪符を与えることを求められる立場なのか、ちょっとわからないんですけれども、その点についてはどう助言。多分、助言委員会の役割も、場合によっては今後考えることが出てくると思うんですけれども、その辺りのバランスというのは。省略することはある程度やむを得ないというか、条件によってはみんないいだろうと思っているんでしょうけれども、どういう場合に省略ができて、省略することの適否をどこでベリファイというか検証するのかということについては、助言委員会ぐらいしかないということなんだろうかな。ほかに何かアイデアというのは、まだそこまで出ていないでしょうか。

○小島 審査部の小島です。

そうですね、きちんと説明責任を果たすという意味では、助言委員会の場が適当なのかなと思って、そういうふうなアイデアを出した次第でございます。幾つか、こういう場合だったら省略することも可能ですというのをあらかじめ決めといた上で、それに基づいて助言委員会の皆さんに見てもらう、あるいは説明が満たすかどうかというのを、話を聞いてもらうというのはあってもいいかなとは思っています。

いずれにしても、新ガイドラインの中での、ここの情報公開のところの書きぶりについては、諮問委員会の皆さんにも議論していただくことになるんじゃないかなと思いますので、それまでにはきちんと考えたいと思います。

○原嶋委員長 先ほど小島課長がおっしゃったけれども、省略する条件というのは、ある程度客観的に幾つか挙げておいていただかないと、その場その場で恣意的に省略というわけにもいかないと思います。それともう一つは、助言委員会がいいと言えいいというのもちょっと、それだけで本当にいいのかわかりませんので、その二つ。助言委員会の側の役割もちょっと変わってくるので、今、助言委員会の役割がどうやって変えたか詳しくは承知していませんけれども、その二つをやっぱり。これは助言文としては特に差し支えないと思いますが、その2点はちょっと、もう少し確認していただきたいということ、助言委員会が決して免罪符を与える役割だけではないということだけは承知していただきたいと思っています。

○小島 ありがとうございます。わかりました。

○原嶋委員長 ほかにございましたら、どうぞ。

○重田委員 モニタリング結果の公開というところで、モニタリング結果の公開については、公開を要件とすべきという意見と、原則的に公開という意見と、相手国に公開を強要すべきでなく、前向きに促進できるような方策を考える、この3点が両論併記的に書いてあって、公開に合意しない場合でも、少なくともJICAがモニタリング報告書を受領したときの時期、種類。だから、ある程度モニタリング結果の公開に合意しないということはある程度前提として議論されたのか。やっぱりバングラデシュ政府がかなりモニタリング結果を公開していないという現状がある中で、このままの書き方でいいのかというところで、その点はどういう議論がされたのか。もし、皆さんの意見をちょっとお聞きしたいと思います。

○原嶋委員長 林先生、聞こえますか。

○林委員 はい。

○原嶋委員長 今、重田委員から、モニタリング結果の公表について、具体的にはバングラデシュなどの状況を踏まえてご質問がありましたけれども、もし何かコメントありましたら、お願いできますか。

○林委員 おっしゃられるように、すべきというのが望ましいというような意見がある一方で、バングラのように、現状、3のような対応をしているところもあって、実際上は、現実的には3の対応が実際のところやられていることで、ただ、またということで、公開に合意しない場合でもということで、その情報がJICAのほうにどのように入っているのかというようなところは少なくともやるべきであろうというような取り扱いになっています。

委員の皆様としては1みたいなことができればいいんでしょうけれども、やっぱり現実的なことを考えると、2番または3番辺りが現実のところかなということで、こういう表現になっているというふうに理解しております。

○重田委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 ほか、ございますでしょうか。

あと、細かい文章の表現等で何か確認がございましたら。

よろしいですかね。



作本先生、どうぞ。

○作本委員 作本ですけども、先ほど8番について原嶋委員長からご指摘があった、限定的の前に例えば条件を付してとか、何かわかりやすい表現をちょこっと追加することで、よりわかりやすくなるかなと思うんですけども。

○原嶋委員長 具体的に何か。どういう。

○作本委員 先ほど、条件を付してとか、そういうことでおっしゃられたことありまして、そうすると限定的という意味は無条件に限定じゃなくて、意味が通りやすくなるかと思えますけれども、いかがでしょうか。何か適当な用語。

○原嶋委員長 林委員、聞こえますかね。

今の原案は、承認版を原則とし提出版は条件を付したうえで限定的な扱いとすべきとなっていてますけれども、それを直すかですね。直す必要があるかということですが。すごく必要とは思わないけれども、もし……

○作本委員 もし意味がこのままで通じるならば、それでも結構です。

○原嶋委員長 いかがですか。

ご説明いただければわかると思いますので、できるだけワーキンググループのお考えを尊重させていただきたいと思えますけれども。

じゃ、山岡委員。

○山岡委員 山岡です。

非常に表現の細かい話ですけども、ガイドライン、GLとJICAGLと書いてあるんで、ここは、公開されるとなると統一したいほうがいいのかなとは思います。

○原嶋委員長 そうですね。それは、あと、世界銀行と世銀とか。すごく内容は本質的な問題じゃないんですけども、すみません、見直してください。

今のちょっと言葉の表現として、JICAGLとただのGLと、あと、確か世界銀行と世銀とかありますので、直して、統一しておいてください。

ほか、ございますでしょうか。

よろしいですか。

織田委員もつながって。織田委員はもし何か。織田委員から何かコメントございましたら。

○織田委員 今特にはないので、結構です。また入りましたら、お願いします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、本件、包括的検討ワーキンググループの2回目、対象事業と情報公開に対する助言については原案どおり確定させていただきたいと思えますけれども、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで確定というふうにさせていただきます。どうもありがとうございました。

どうも、林先生、ありがとうございました。引き続きよろしくお願いします。

○林委員 はい、ありがとうございます。

○原嶋委員長 じゃ、続きまして二つ目ですね。包括的検討ワーキンググループの3回目で、国際基準と審査方法に関する助言ということで、この件については柴田委員に主査をお願いしておりますので、柴田委員からご報告を頂戴したうえで質疑をさせていただきたいと思えます。よろしくお

願います。

○柴田委員 ③国際基準、審査方法に対する助言案ということで、ワーキンググループは2月10日月曜日に、委員としましては、木口委員、作本委員、島委員、田辺委員、寺原委員、村山委員、そして柴田で担当させていただきました。

最初にメールで資料を頂いて、70点の質問とコメントがありましたが、当日の議論、それからメール審議踏まえて、4点の助言になっております。

最初に、ちょっとメール審議で、冒頭JICAから提示された取りまとめの期限が、私の不手際で延びてしまいまして、申し訳ありませんでした。

それでは、めくっていただいて、2ページから助言の案のほうを説明させていただきます。

最初、1点目は論点3.1の、世銀のカテゴリ分類がリスクフレームワークにのっとった形になっていくということを受けての助言になっております。

ここでの助言では、世界銀行のカテゴリ分類のリスクフレームワークの中に、各国の環境社会管理能力あるいはガバナンスについてもリスクとして評価していくというような項目が入ってきていて、実際、そのような項目というのは環境社会配慮のプロセスの中で見ていく必要があると、有益であるというふうには考えられるんですけども、一方で、それらのリスクを分類していくような手法を導入するに当たっては、評価体制の構築も含めて、直ちにということであろうと、実現可能性に課題があるんじゃないかというような見方になっております。

それを踏まえて、今後、ドナー間の評価手法の相違については一定程度調整していく必要というのが出てくるということにはなるんですけども、それ以外の課題については、これまでの運用において特段大きな課題が生じているということではないということも踏まえまして、環境社会管理能力あるいはガバナンスの点についての環境社会配慮上のリスクについては、今後も個別のプロジェクトの環境レビューの中で考慮していくというような形で対応していくのがよいのではないかなというような助言になっております。

助言の二つ目につきましては、論点3.2、論点3.3になります。

こちら、世銀のESSとの乖離あるいはIFCのパフォーマンス・スタンダードとの乖離がないことをどういうふうに確認していくかという点になるんですけども、現行ガイドライン上ですけども、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認するというふうになっています。このことについてもワーキングで議論いたしまして、議論した結論としましては、世銀のESSあるいはIFCのパフォーマンス・スタンダードの要件をガイドラインにおいて一律に適用するものではなくて、ESSやパフォーマンス・スタンダードの狙いを踏まえて、同等の環境社会配慮の質を確保できる方法をJICAとして柔軟に検討・採用するというような方向性がよいのではないかなというような結論に至っています。

なおということなのですが、ガイドラインに必ずしも反映するものではないですが、現行ガイドラインにおいても、ベンチマークとして、ほかの国際機関が定めた基準等を参照している。そういったところを踏まえて、今後のさらなる連携の多様化を想定して、ベンチマークの参照先についてどういうふうに考えていくのかという考え方も併せて今後整理していくと、よりよいのではないかなというような結論になっております。

続きまして、助言の3点目ですけども、こちらは論点3.4にかかります。

E/S、エンジニアリングサービス借款時の環境レビューの実施についてということなのですが、これもレビューの中で表れていた部分ではあるんですが、通常、E/S借款の期間中というのは、環境社会へ望ましい影響は発生しないということではあったんですけども、一方で、事例として、例外的ではありますが、一部、E/S借款期間中に、土地収用でしたか、環境社会への望ましくない影響が発生したというふうに考えられるものもあるということ踏まえまして、したがって、E/S借款期間中に用地取得等の実施が予見される場合には、E/S借款期間中に発生し得る環境社会への望ましくない影響について、ガイドラインの別紙1の要件が満たされるように、何らかの記載を検討していくと、ガイドラインへの記載を検討していくというような結論になっております。

最後、助言の4点目になりますが、こちらは、論点3.5、金融仲介ですね。FI事業に求められる要件についての助言になっております。

FI事業においてなんですけれども、カテゴリCに該当するようなサブプロジェクトに対しては、国内法のみを遵守するといったような現行の形になって、そのような形になっているんですけども、そのような形は相手国のオーナーシップの向上等に一定の効果はあるもののということなんですけれども、それを改めて明記していくということについては、強い必要性は現状ないんじゃないかというような考えになっております。それを踏まえて、現行の規定を維持していくということが適切ではないかというふうな結論になっています。

また、特に国内法のみを遵守を求める場合、FI事業における個別のサブプロジェクトの環境社会配慮に関する意思決定の透明性が必要だというような意見も提示されております。

さらに、FI事業において、現行、カテゴリAの扱いというのは明記されているんですけども、B、Cについて、サブプロジェクトに係る個別の対応が明確に記載されていないということから、カテゴリBに該当するものについては、ガイドライン別紙1に沿った配慮を求める旨を明記すると。また、カテゴリCのサブプロジェクトについては、通常のカテゴリCのプロジェクトと同様に、環境レビューは省略されるということをガイドラインに明記していくべきというような結論に至っております。

説明は以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ご参加いただいた委員の方も多くいらっしゃいますけれども、参加、不参加を問わず、助言文、助言案についてご質問やコメントございましたら、ご発言を頂きます。

ご意見ございますでしょうか。

細かい点で、ガイドラインの何か表現の仕方は統一しておいてください。

じゃ、特にご質問なければ、原案どおり確定させていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

林先生、織田先生、よろしいでしょうか。

○林委員 はい、特にないです。

○織田委員 織田も特にないです。

○原嶋委員長 それでは、柴田先生からご報告いただいたとおり、原案どおり助言文を確定させていただきます。どうもありがとうございました。

じゃ、次に進めさせていただきます。

それでは、その他ということで、第6期の助言委員活動内容についてということで、事務局からよろしくお願いします。

○小島 審査部の小島です。

パワポを出しますので、ちょっとお待ちください。

これ1枚だけなんですけれども、先ほど大竹からもご説明したとおり、実は、助言委員の皆さんの改選の年が今年でございます。

前は2年前の2018年で行いました。その際は、4月の中旬頃にJICAのウェブサイトで公募して、5月中旬に締め切るというスケジュールで行いました。

今年もほぼ同じようなスケジュールになろうと思います。当方で想定している時期の助言委員の業務内容について早めにお知らせしたほうがいいと思ひまして、今日、説明させていただきたいと思ひます。

パワポでもいいですし、今日の会議資料の中で、第6期助言委員の業務内容についてというタイトルの資料をご覧ください。

今投影しているのがそれに該当しまして、前回の委員と、第5期を募集したときと同じものでございます。ただ、前は1.と2.になっていて、2.にレビュー調査をやっていたというのが入っていました。今回はレビュー調査と、改選する頃には包括的検討も終わっているだろうというところで、業務内容については通常の案件の審査に係る部分を書いています。

読み上げますと、カテゴリA案件及びB案件のうち、必要な案件について、以下の業務を行う。

①が、協力準備調査に対して助言を行う。

②が、環境レビュー段階及びモニタリング段階について報告を受け、必要に応じて助言を行う。

③が、開発計画調査型技術協力に対して、本格調査段階において助言を行う。

④が、緊急時の措置に対して、早期の段階において、カテゴリ分類、緊急の判断及び実施する手続の報告を受け、JICAから求められた場合には助言を行う。

最後、5番が、助言委員会のワーキンググループにて、主査として助言内容を取りまとめるということにしております。

説明は以上となりますけれども、もしご意見があればお願いしたいと思います。本会議後でも、ご意見あれば、12日頃までにご意見頂ければ、私たちでも検討したいと考えております。

以上でございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

今のご報告に対して、ご質問やコメントございましたら頂戴します。

○作本委員 作本ですけれども、今この5つ、ご紹介いただいたんですけれども、今のガイドラインの改定に係る助言というのを入れたいほうがいいんじゃないですかね。もうその前に片づいていけばいいんですが、あるいは、もう完全にこの助言委員会を離れていけば構わないかと思うんですが、その辺りは。

○小島 小島です。

一応、今4回までのワーキンググループの検討が済んでいて、済んでいるって言うと失礼ですけれども、8回まで議題が決まっています、その後何回か予備的に議論することが可能なセッションもあるのかもしれませんが、新しい委員の方が就任する頃には、助言委員会でやる包括検討は終わっ

ているんじゃないかなというふうに考えています。

もちろん、もしかしたら中には新しい委員の方も含まれるかもしれませんが、新しいガイドラインがもし出来上がったら、その内容は当然ながら皆さんにきちんとご説明して、内容を理解いただいた上で新助言委員を担っていただくということになりますので、新ガイドラインについて何も書いていないから私たち何も説明しないというわけではなくて、そこはきちんと説明して、理解いただいた上で助言いただくというような段取りができるように、きちんとしたいというふうに考えています。

○作本委員 ありがとうございます。

ただ、パブコメが出ちゃったようなときに、事務局側から相談かけるには、こういうのがありましたと言って、もしそういうのを機会ある場合には、1行入れといたほうが無難かなという、そういう意味合いだけです。

○田辺委員 1点、気になっているのはFAQの扱いでして、恐らく諮問委員会の中ではガイドライン本体は決めると思うんですけれども、FAQは多分、JICAで持ち越して形になると思うんですが、これまで助言委員会でFAQの内容についてかなり議論してきた中で、助言委員会にコメントは求めるかどうかは若干気になっているところですが、ぜひ助言委員会が絡むようにしていただきたいと思います。

○原嶋委員長 少し緩やかな表現を入れるというのは一つの案ですけれども。

加藤さん、どうぞ。

○加藤 1点だけ補足させていただきます。諮問委員会の位置づけに関連し、諮問委員会でどの部分をガイドラインに載せて、どの部分はそれ以外の運用のルールとして定めてというところは、諮問委員会の場で方向性を頂こうと思っております。

○原嶋委員長 今、作本委員と田辺委員からもお話ありましたけれども、少し緩やかな表現でガイドラインの運用とかについての、その運用や解釈の仕方についての洗練させるような作業に協力するとか、そういったことは入れていただいてもいいんじゃないかという感じはしますけれども。

○小島 はい、わかりました。文案考えます。

○原嶋委員長 村山委員。

○村山委員 今、委員長がおっしゃったことに関連するんですけれども、ガイドラインの改定の内容によっては、助言委員会の役割も若干変わってくる可能性もある。先ほど協調融資の省略の話がありましたけれども、柴田委員が説明されたカテゴリ分類についても、場合によっては若干変わってくる可能性もあるような気もするので、例えば国別の能力とかガバナンスの話も出てくるかもしれませんから、何かその辺りのこともあり得ると思います。

○原嶋委員長 丸い表現を入れていただいて。あのスキームそのものも新しいのが入ってくるかもしれないとか、そういうのでいろいろ可能性はあるので、考えていただく。いかがでしょう。

○小島 はい、承知しました。

○原嶋委員長 ほか、ございますでしょうか。

あと、ちょうどそういうことで、今現在が第5期だそうですけれども、第5期の期末、前回も、第4期のときも期末報告というのをしておりますので、同じようなものをまたまとめさせていただきたいと思っていますので、事務局、私のほうも協力しますので、一応、事務局のほうも、多分ご

担当は替わっているんで、前のものをちょっと遡っていただいて、見ておいてください。また相談させてください。

ほか、ございますでしょうか。

あと、今の件については、まだ若干時間の余裕もございますので、12日ぐらいとおっしゃったかな、1週間ぐらいはまだご意見やコメントを、それこそテレワークの形で頂戴できますので、遠慮なく事務局のほうにお送りください。

それでは、一応これもここで締めくくりとさせていただいて、次回になりますかね。お願いします。

○加藤 次回の全体会合、第112回は4月10日の金曜日の2時から、JICAの本部、ここの同じお部屋の予定ですけれども、開催をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 あと、冒頭にありましたワーキンググループのスケジュール確認は、多分詳細で、ご日程のご都合悪い等のご連絡あると思いますので、遠慮なくというのは私が言うのもちょっと立場があれですけれども、事務局のほうにメールでご連絡いただいて、メールベースで調整させていただくということでしょうか。

じゃ、よろしくお願いします。

ほか、ございますでしょうか。

林委員、織田委員、大変声が遠くて恐縮ですけれども、何かございましたら、お願いします。

○織田委員 何でしょう。ごめんなさい、よく聞き取れなかった。

○原嶋委員長 すみません、一応今日はこれで締めくくりになりますけれども、ワーキンググループのスケジュール、冒頭にありましたけれども、細かいご都合の悪いなどの事情がありましたらメールで事務局にご連絡ください。メールベースで日程調整をさせていただきたいと思います。

○織田委員 わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 林委員もよろしいですか。

○林委員 はい、わかりました。オーケーです。

○原嶋委員長 あと、全体を通じて、ございますでしょうか。

なければ、一応、本日の全体会合はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございます。

午後4時11分閉会